

2022年9月9日

お客様各位

LASHIC 少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等ご請求の必要書類につきまして

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ感染症」といいます。）により影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、コロナ感染症に罹患された際の入院給付金・就業不能給付金ご請求の必要書類のうち、「保健所・自治体が発行する証明書（以下、「療養証明書」といいます。）」に代えて、以下の書類をご提出いただいておりますので、ご連絡申し上げます。

1. My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）を印刷したもの
2. 1 をご準備いただけない場合、以下のいずれかの書類
 - ① 医療機関発行の検査結果報告書（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）のコピー
 - ② 自治体の健康フォローアップセンター（自治体により名称が異なる場合があります）の受付結果（被保険者名の記載があるもの）のコピー

なお、医療機関へ入院された場合は、通常のお手続きと同様に当社所定の診断書のご提出をお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

LASHIC 少額短期保険株式会社 03-6712-6436

（受付時間：平日 9：00 ～ 17：00）

以上